

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第3委員会室
			担当職員 三宅
日 時	平成28年6月21日(火曜日)	開 議	午前 10時 00分
		閉 議	午前 11時 58分
出席委員	小島、○並河、齊藤、菱田、藤本、明田、湊		
出席理事者	[まちづくり推進部] 桂部長、竹村事業担当部長		
	[都市計画課] 関口課長		
	[土木建築部] 柴田部長、中西施設担当部長		
	[桂川・道路整備課] 並河課長		
出席事務局	[土木管理課] 仲田課長、藤本土木維持担当課長		
	門事務局長、鈴木係長、三宅主任		
傍聴者	市民 名	報道関係者 2名	議員 1名(竹田)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議（小島委員長あいさつ）

<小島委員長>

本日の会議について、報道機関より撮影の申請を受けており、これを許可したいと思うが異議はないか。（了）それでは撮影を許可する。

2 日程説明（事務局）

3 所管分付託議案審査（説明～質疑）

（１）第１号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算（第１号）所管分

[土木建築部入室]

・土木建築部長あいさつ

（総務費）

・土木管理課長説明

10:07

[質疑]

<齊藤委員>

市内において、今回、大井町で13灯設置することを決定した理由は。

<土木管理課長>

自治防災センターのコミュニティ助成事業を活用して、27年度は河原林町、26年度は千代川町、25年度は保津町で順次設置してきた経過があり、毎年、各自治会から多くの要望をいただいている中、今年度は大井町と決定したものである。大井町の要望内容では、助成事業の対象として該当する箇所が多かったなので、実施を決定したものである。

< 齊藤委員 >

各町、順番に実施しているわけではなく、助成金の要件への適合で決められているようであるが、危険度等を考慮した中で、優先順位をつけて実施していくほうがよいのではないか。

< 土木管理課長 >

コミュニティ助成事業の対象としては、例えば地域の自治会等につながる道路で夜間に安心して通行できるようにする等、一定の要件がある。防犯・街路灯の整備については、本事業の活用のほか、必要な予算を確保し、優先順位をつけて実施している。

< 藤本委員 >

大井町の設置場所はどこか。

< 土木管理課長 >

金岐を中心として自治会に向けての道中であり、一定の場所ではない。

[土木建築部退室]

10 : 10

[まちづくり推進部入室]

・まちづくり推進部長あいさつ

(土木費)

・都市計画課長説明

10 : 21

[質疑]

< 明田委員 >

景観形成事業経費増に係り、亀岡・花と緑の会は幅広く事業活動されているが、その団体の活動全体を対象として助成するのか。

< 都市計画課長 >

そのとおりであるが、亀岡・花と緑の会の活動は多岐に渡っており、既事業で活動されているものについては、基本的に採択を見送り、新規事業で提案されるものについて、対象にしようと考えている。

< 明田委員 >

新たに事業を計画して申請されるのであれば、その団体全体を指すのではなく、その事業を対象とすべきではないのか。

< 都市計画課長 >

花と緑の会の行う活動のうち、新規事業について検討しようとするものであり、今後、事業計画書を提出してもらった後、その事業計画で判断していきたいと考えている。

< 菱田委員 >

立地適正化計画に係り、そもそも本市でコンパクトシティの取り組みが必要な理由は。

< 都市計画課長 >

市の都市計画マスタープランにおいても、コンパクトなまちづくりとして、拠点と周辺拠点を結ぶ集約拠点ネットワーク型都市を掲げており、その実現に向けて本計

画を策定し活用していきたいと考えている。

<菱田委員>

コンパクトシティの取り組みを行っている先進地があるが、駅周辺に人、物、金が集まる良さがある反面、本市のように広大な市域において、一部のエリアに住宅地が点在しているところでは、周辺部とのアクセスを如何に守っていくのか、その地域の居住者の生活を如何に確保していくのかということが必要になってくる。どのように対応するのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

調整区域における集落の維持は大きな課題である。地区計画制度の活用、空き家や集落内の介在農地の活用等により、調整区域における定住促進を検討しているところであり、調整区域については、そのような考え方をもっている。

それとは別に、コンパクトシティは国全体の流れであって、本市においても郊外に施設等があり、中心市街地、駅周辺の空洞化も顕著な状況となっていることから、まちの維持のため、都市機能の集約を課題としており、都市計画マスタープランに掲げているとおりである。今後のまちづくりを進めていくうえで、立地適正化計画をもっていないことには、国の事業採択も得にくく、財源を充てられないことから、今回、調整区域の課題も承知したうえで、本計画を策定していきたいということである。

<菱田委員>

市長の機構改革により、空き家対策についても重点的に取り組み、周辺部の立地を確保していくということであるが、地域の高齢化により、人は集まりにくくなり、農山村が荒れて、その影響を都市部が受けるということがある。コンパクトシティの取り組みにより、都市部だけが良くなって、周辺部が置き去りになるようなことがないように、十分に留意して取り組まれない。要望。

<藤本委員>

立地適正化計画の策定は、どこへ委託するのか。

<都市計画課長>

本予算が可決された場合に、業務委託としてコンサルに発注する予定としている。

<藤本委員>

例えばＪＲ亀岡駅前のコンパクトシティ化に関して、市独自の考えを持ったうえで計画を委託するのか。

<都市計画課長>

駅北を含め、駅周辺については色々な計画があり、当然、それらと整合して盛り込んだ計画としていきたい。

<齊藤委員>

人口減少の中、無駄を省いていくためにもコンパクトシティ化は必要なことであり、その中で、立地適正化計画を策定しないと国の補助等も充たらないということは理解している。ただし、その取り組みにおいては、学校規模適正化等、様々な計画と一体的に進めなければ、コンパクトシティの実現にはつながらない。当所管部だけでは進められないと考えるが、他部署との連携は。

<都市計画課長>

指摘のとおりであり、医療・福祉・商業等の都市機能を集約することから、当然、その関係機関、関係部課との連携を十分図りながら計画を策定していきたい。

<齊藤委員>

コンサルの発注に関しては、市独自の特色を出せるよう、業者選定には十分吟味さ

りたい。

<都市計画課長>

十分に精査して検討していく。

10 : 33

(2) 第7号議案 亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・都市計画課長説明

10 : 42

[質疑]

<湊委員>

篠町篠向谷地区において、既に土地活用等は決まっているのか。

<都市計画課長>

中心のAゾーンに関しては既に消防署、京阪京都交通が立地しており、このままとなる。その両側のBゾーンについては、今後、個々の所有者の土地利用が図られるため、具体的な事業化の目途は立っていない状況である。

<湊委員>

固定資産税の関係はどうなっているか。

<都市計画課長>

当然、調整区域から市街化区域になっているので、市街化区域の宅地並みの税額となる。

[まちづくり推進部退室]

10 : 44

[自由討議] なし

4 討論～採決

[討論] なし

[採決]

・第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)所管分

可決・全員

・第7号議案 亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定

可決・全員

[指摘要望事項等]

<小島委員長>

委員長報告の作成にあたり、指摘要望等の意見があれば伺う。なお、指摘要望事項については、議案審査の過程を踏まえた中で、特に委員会として意見を付すべき事項があれば、取り扱いたい。

<藤本委員>

立地適正化計画の策定経費に係り、当然、総合計画との整合を図りながら策定されるものとするが、郊外の周辺地域との均衡に十分配慮して進められるよう、要望すべきである。コンパクトシティによる集約の弊害は必ず生じてくる。

< 小島委員長 >

駅周辺における開発だけでは周辺地域との均衡が図れないという趣旨の提言と受け止めるが、他に意見は。

< 並河副委員長 >

コンパクトシティといわれているが、市域の中には点在しているところもあるので、やはり、その地域で暮らしていけるまちづくりが必要であると考えている。ＪＲ４駅中心だけではなく、市域全体を考えたまちづくりを要望したい。

< 藤本委員 >

例えばＪＲ４駅を中心としたコンパクトシティ化とはどのようなものなのか、イメージが付きにくい。駅前の活性化等に突出して取り組むべきものとする。

< 明田委員 >

平成の初期から郊外型のまちづくりが進められてきたものが、現在では、国はコンパクトシティ化を掲げて推進されており、まちづくりの大きな転換となっている。本市において、どこを特定するのは難しい問題であり、慎重に取り扱ってほしいことを要望してはどうか。

< 湊委員 >

本市では、優先的に大店舗を立地できる商業区域が決められているため、現実的に人や車は郊外に流れてしまい、従来の中心市街地が空洞化し、郊外型となっており、非常に難しい問題である。

ただし、総合計画に基づき進めようとする今回の計画に係り、指摘要望を行うことは如何なものかと考える。本来ならば、もっと議論したうえで、審査の中で意見を出すべきことである。

< 藤本委員 >

結局のところ、立地適正化計画を策定しておかなければ国の補助金の交付も得られないため、策定する必要があるということであり、質疑では今、具体的な計画性をもっているわけではないように受け止めた。感想として申し上げておく。

< 齊藤委員 >

景観まちづくり団体への補助に係り、事業計画書が出る前に、花と緑の会に補助することを決めているように受け止めた。本来、事業計画書をみて補助金を審査するものではないのか。指摘すべきである。

< 事務局長 >

補助金の予算計上に係り、その交付先について、選考基準を設けて決定するというものであり、補助金の予算として、業務委託等とは少し性質が異なるものである。

< 齊藤委員 >

指摘事項としては取り扱わなくてもよい。

< 小島委員長 >

それでは、指摘要望事項の取り扱いについては、正副委員長に一任いただきたい。

< 事務局主任 >

立地適正化計画に関しては、各委員から様々な意見が出されている中であり、どのように指摘要望事項を取り扱うのか、意見をまとめていただきたい。

< 小島委員長 >

どのように取り扱うか。均衡ある開発を望むという趣旨でどうか。

< 菱田委員 >

中心市街地を開発していくことは必要であると考えているが、その中で、周辺部とのアクセス及び住環境の確保について、疎かにしないようにという趣旨で盛り込んでいただきたい。

< 藤本委員 >

コンパクトシティに向けてどのような計画を策定するのか、その内容がよくわからないので、拠点を明確にしてコンパクトシティのイメージを描いたうえで、郊外との均衡を図られたいという趣旨でどうか。

< 湊委員 >

コンパクトシティに係る意見は控えるべきである。当然ながら、本市は総合計画に基づき、まちづくりの方向性をもって施策を進めている状況である。

< 菱田委員 >

湊委員の意見のとおりであるが、先行してコンパクトシティを進めている他市の事例では、都市機能を集約したことにより、人も全てそこに集まり、結果として周辺の集落が廃れて地域が崩壊されているという悪い事例も生じている。その点を質疑の中で指摘した。市長は、周辺地域における空き家対策や農地保全を言われているので、それとの整合を図ってほしいということである。コンパクトシティそのものを反対しているわけではなく、その欠点、他市の失敗事例を真似ないよう指摘したいということを理解願いたい。

< 小島委員長 >

指摘要望として取り扱うべきではないという意見、それに対して、周辺部とのアクセス、住環境の確保等の意見を付すべきという意見が出ているが、どう取り扱うか。

< 湊委員 >

菱田委員の指摘は当然であり、調整区域、集落の過疎化は大きな課題である。ただし所管部としては、都市部の中心が空洞化していく課題に対して、都市計画区域において施策を講じようとするものであり、その両方を取り上げて、どうもこうもするようには言えない。

今回の議案の内容を取り上げて、両方ともうまくするようにと要望したとしても、市長側としては、それは当然わかっているという話である。

< 藤本委員 >

今回の内容は、補助金の確保に向けて計画を策定していくことであり、もし意見を付けるとすれば、総合計画等と整合して、周辺地域の均衡を図られたいというぐらいのことでしかない。

< 小島委員長 >

どうすればよいか。

< 齊藤委員 >

箕面市等では、周辺部から中心部に移住促進の方策をとっている事例がある。本市においては、農地等がある中で、それらを放って中心部へ来るわけにはいかないの、別に考える必要はあるが、平坦地における集約を進めていく中で、今後とも国の補助金に頼らざるを得ない状況であり、国の制度に乗っていかうとする考え方である。これについて特に意見を付す必要はないと考えるが、ただ気になるのは、ＪＲ４駅を拠点とするという方向性であり、一つの駅に集約するのが本来のコンパクトシティではないかと考える。

< 小島委員長 >

どのように取り扱うか。指摘要望とせず委員長報告の中に盛り込むことはどうか。

<事務局主任>

審査の経過概要の報告の中で、周辺地域におけるまちづくりの課題やその整合に関して議論が及んだことに触れることとし、指摘要望事項としては取り扱わないということかどうか。確認していただきたい。

<小島委員長>

そのとおりとしたいがどうか。(了)

<小島委員長>

それでは、委員長報告の作成については正副委員長に一任願う。(了)

5 審議会委員の推薦

(1) 亀岡市都市計画審議会委員(Ｈ28.9.5から2年間、5名)

[事務局説明]

<小島委員長>

どのように取り扱うか、各委員の意向は。

<藤本委員>

交代を希望する委員がなければ、再任ということかどうか。

<小島委員長>

それでは、特に意見がなければ、現委員の再任として取り扱うことかどうか。(了)

11:10

6 その他

(1) 議会だよりの掲載事項について

[事務局説明]

<小島委員長>

行政視察項目を掲載する都合上、通常よりも掲載スペースが限られる。審査した議案のうち1項目について抽出し、委員会審査の経過を掲載するか、又は審査した項目を掲載することも考えられる。各委員の意見は。

<藤本委員>

一般会計補正予算に計上された防犯灯の設置、立地適正化計画、景観まちづくり団体への補助の3点のうち、1項目を抽出するならば、防犯灯の設置を掲載してはどうか。

<小島委員長>

掲載スペースの文字数はどの程度か。

<事務局主任>

紙面の6段組みのうち、1段分、文字数にして約200字程度となる見込みである。もし防犯灯について掲載する場合、その審査の中で質疑された内容を抽出し、委員会でどのような議論が行われたのかを掲載していければと考える。委員会でどのような審査をしたのかをお知らせするという視点で、項目を協議願いたい。

<齊藤委員>

大井町での設置に係り、コミュニティ助成事業の要件に合致したこと、その理由を含めて掲載していければと思うがどうか。単に設置するというだけでは、他の町としては疑問を抱くこととなる。

<湊委員>

順次各地域において設置されており、そのように取り組まれている状況も掲載すべきである。

< 小島委員長 >

質疑の中で明らかにしたことであり、掲載していければと考える。それでは今回は防犯灯の設置について掲載することとしたいがよいか。(了)

< 小島委員長 >

それでは、掲載内容の取扱いについては正副委員長に一任いただきたい。また、常任委員会視察報告についても原稿依頼を受けているので、合わせて一任いただき、次回委員会で確認願いたい。(了)

(2) 議会報告会の意見対応 (5 月 2 8 日開催分) について

< 小島委員長 >

意見対応の取り扱いに関して、事務局より説明願う。

< 事務局主任 >

当日の質疑応答の中では、スタジアムに係る意見が多数出され、原稿を提出するので回答してほしいとの要望があった。その取り扱いとして、広聴部会で協議された結果、他の意見と同様、まずは所管の常任委員会において、参加者の声として意見聴取し、他の意見と同様、委員会としてそれぞれ対応を分類してほしいとのこととなった。よってスタジアム関連については、総務文教、環境厚生とも関連する部分があるが、当委員会として意見を把握し、その立場で協議していただきたい。なお、各意見の中には、議員の考え方や行動の経過を求めているものも含まれているため、その点に留意して協議を願いたい。

< 小島委員長 >

スタジアム関連の意見については、当委員会の考え方として整理していきたい。各項目の意見を確認願う。(各項目確認)

< 小島委員長 >

それでは項目ごとに分類していきたい。

< 湊委員 >

当日、精査して回答するとされたが、賛成、反対のそれぞれの立場がある中、議会としてどのように回答するのか。その質問の内容からも、当委員会としては全て参考として取り扱われたい。

< 菱田委員 >

1 人の方から、一度に多くの質問をされ文書で回答ほしいとの意見が出されたが、議会として対応することが前提である。スタジアム関連については、これまで総務文教常任委員会の所管であったが、まちづくり推進部に移管されたため、当委員会の所管となった。これを機に、これまでの経緯等について一度理事者の説明を求め、委員会として認識を深めていく必要があると考える。個人的な質問内容であり、参考と分類する場合でも、全体をみた中で、場合によっては理事者に説明を求めているかどうか。

< 小島委員長 >

以上の意見を踏まえて、項目ごとに分類していきたい。参考とすべきとの意見が出たが、他に意見は。

< 湊委員 >

大半は参考とすべき意見であるが、意見の内容に一部理解できない部分も見受けられるので、菱田委員の意見のとおり、各項目を執行部に伝えたくて、一定の説明を受けてみてはどうか。

< 明田委員 >

文書で提出されているのであれば、その原稿を確認したい。

<小島委員長>

原稿を確認することは可能か。

<事務局主任>

広報広聴会議で受理されたものであり、差支えないものと思われる。

<明田委員>

この要約だけでは理解しきれないため、原稿を拝見した上で考えたい。

<藤本委員>

各項目の意見をみても、実際にどうなのか事実関係がわからないことや本人の思い込みの部分もあり、答えようがない。

<菱田委員>

例えば1番目、農地転用、農振地域の指定解除は農業委員会の業務と思われる。都市開発と農業委員会の立場は相反するものであり、その観点からの確認も必要と思われる。認識のないままにするのではなく、これを機として認識を深めていくべきではないか。

<小島委員長>

各項目を分類していくことにつき、どのような日程で進めていけるのか、今後のスケジュールは。

<事務局主任>

議会報告会の意見対応として、広報広聴会議で示された方針では、今定例会中に各委員会等で意見を分類した後、同会議でその結果のとりまとめが行われ、例えば、市長側に報告すべきと分類された事項については、議会としてとりまとめて意見を送付することとなる。調査に分類された事項については、各委員会等において対応していくこととなる。

<明田委員>

今回については中々判断しにくく、難しい意見が出されている。時間をかけて調査していければと考えている。

<齊藤委員>

ほとんどスタジアム反対のための意見と捉えられるものであり、参考意見として分類すべきである。

<藤本委員>

スタジアムを推進したことがあたかも問題があるような考え方で質問されている。意見を集約しようとしても、議員間でも色々な立場があるので難しいのではないか。

<齊藤委員>

例えば、スタジアムに駐車場がないことを取り上げて、欠陥スタジアムであると意見を述べられているが、先日視察したレベルファイブスタジアムのように、周辺の公園、広場等も開放して駐車場として活用されている事例があることから、本市においては保津川かわまちづくりのエリアで活用は可能である。それぞれ考え方に違いがあり、参考に留めるべきである。

<並河副委員長>

会派としては、予定地でのスタジアム建設に関しては一貫して反対の立場をとってきているので、そういう意味での意見として受け止めている。実際に進めるのは執行部であり、それについて、議員として賛成、反対を示す立場であることから、このような意見には返答しづらいところである。ただこういう市民の声があるということは、委員会として認識すべきである。

< 湊委員 >

要するに全て参考とすべきである。ただし、理解しにくい部分については、執行部から説明を求めることも必要である。委員長において整理されたい。

< 小島委員長 >

各項目については参考と分類したうえで、理解できていない部分の抽出等、どのように取り扱うべきか。

< 事務局長 >

本日は参考として分類していただいたが、委員会としては新たな所管となったことを踏まえ、今後、執行部からの経過説明を含め、考え方の聴取を行っていただくということで整理されてはどうか。また、12、13の項目についても、当日の回答内容を踏まえ、確認願いたい。

< 小島委員長 >

それでは1～13の各項目について参考とすることによいか。その上で、スタジアム関連については、今後、他の委員会の対応と合わせて、所管事項調査として取り扱っていききたい。(了)

(3) 次回の月例開催について

< 小島委員長 >

前回、湊委員から商店街連盟との意見交換会の実施について提案されたので、実施に向けて協議していききたい。事務局の説明を。

< 事務局主任 >

7月の月例開催の案件とする事項について、商店街連盟との意見交換会のほか、行政報告として、産業観光部より森の京都ステーション・匠ビレッジ事業に係る行政報告の申し出を受けている。また、決算分科会による事務事業評価に向けた協議の時間も確保願いたい。

また、先ほどの議会報告会の意見対応の協議により、執行部からの説明を受ける機会をいつ持つのか、それらを踏まえた中で、次回に取り扱う案件を協議、決定願いたい。

< 小島委員長 >

前回の協議を踏まえ、次回はまず意見交換会を行いたいと考えるがいかがか。(了)
それでは、意見交換会を実施することとする。どのようなことをテーマにして意見交換を行うのか、湊委員の意見は。

< 湊委員 >

商店街連盟からは、商業の現状、あり方を議会に聞いてもらい、商店街連盟、商業協同組合、商工会等、商工関係の各団体の活動がバラバラでまとまっていない現状であることから、一体的なものとなるよう、アイデア等をいただきたいという趣旨を聞いている。

< 藤本委員 >

市内各商店街の活性化に向けての意見交換となると思われるが、行政報告、決算分科会、スタジアム関連の対応と合わせて、次回で全てできるのか。

< 小島委員長 >

時間配分をどうするか。

< 事務局主任 >

次回、意見交換会のほか、行政報告、決算分科会における事務事業評価事業の抽出

も合わせて行う場合、意見交換会は、やはり１時間程度の時間配分となると見込まれる。行政報告、決算分科会で約１時間は予定を確保願いたい。スタジアム関連については、先ほどの協議を踏まえ、新たな案件として取り扱うものであり、その点も含めて、今回の取り扱いを協議願いたい。

<小島委員長>

当初予定のとおり、まずは商店街連盟との意見交換会を行い、その後、行政報告を受けることを決定したい。できれば同日中に決算分科会を引き続いて行いたいと考えるがいかがか。(了)

<小島委員長>

それでは、意見交換会の実施について調整していきたい。先ほどテーマの設定に関して、湊委員が聴取された意見を伺ったが、相手の意向を踏まえる必要がある。また、参加者の範囲として、どう取り扱うか。

<湊委員>

商店街連盟から、どのようなテーマで意見交換を希望されているのか、書面で提出してもらうことでどうか。また、執行部も同席が必要と考えるがどうか。

<事務局主任>

参加者の範囲として、執行部も入って３者で意見交換を行うのか、議会と団体との意見交換会とするのか、その点も協議願いたい。

<小島委員長>

それでは、意見交換内容については、商店街連盟からの要望に対応することとし、参加者の範囲としては、相手側の意向にもよるが、執行部との３者で実施する方向で調整していくことでどうか。(了)

<小島委員長>

それでは、次に日時と場所について協議する。

(各委員日程調整)

<小島委員長>

それでは、今回は７月２６日(火)午前１０時とする。商店街連盟との意見交換会を約１時間程度で実施することとし、場所については、参加人員にもよるが、全員協議会室を予定することとする。意見交換会終了後には、行政報告を受け、決算分科会を行うこととし、スタジアム関連の対応についても予定として考えていきたい。その調整等は、正副委員長に一任願いたい。よろしくお願いします。(了)

<小島委員長>

その他、他に意見は。

<事務局主任>

事務連絡として、１０月９日、全国育樹祭の式典行事があるので日程を予定願いたい。(了)

<小島委員長>

それでは、以上で閉議する。

～ 散会 １１：５８